

# 阿久比町プロポーザル方式等による契約手続に関する実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、高度な技術又は専門的な知識を必要とする業務又は象徴性、芸術性若しくは創造性を求められる業務を阿久比町が発注する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定に基づき随意契約を締結するための手続等について、阿久比町契約規則（昭和59年阿久比町規則第3号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 第4条で規定する実施要項に基づき提案を受けた企画提案書を審査し、契約するにふさわしい事業者を選定する企画提案方法
- (2) コンペ方式 第4条で規定する実施要項における対象業務のうち建築物の設計に関するもので、提出を受けた企画提案書について設計内容案を重点的に審査し、契約するにふさわしい事業者を選定する設計協議方法
- (3) プロポーザル方式等 プロポーザル方式及びコンペ方式
- (4) 指名型プロポーザル方式等 阿久比町入札参加資格者名簿に登載されているものから企画提案書の提出を受けるべき事業者を選定して行うプロポーザル方式等
- (5) 公募型プロポーザル方式等 第4条で規定する実施要項を公告することにより行うプロポーザル方式等

## (対象業務)

第3条 プロポーザル方式等を実施する業務（以下「対象業務」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、町長が適当と認めるものとする。

- (1) 施設等の管理又は運営に関するもの

- (2) 情報システムその他これに類するもののうち開発又は導入に関するもの
- (3) 建築、土木等の設計に関するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に実施が適當と認められるもの

2 対象業務を所管する課その他のこれに類する組織（以下「所管課」という。）は、プロポーザル方式等を実施するにあたり、総務部検査財政課と協議するものとする。

（実施要項の作成）

第4条 所管課は、次に掲げる事項を定めた実施要項を作成するものとする。

- (1) 対象業務の名称、場所、内容及び期間
- (2) 指名型プロポーザル方式等又は公募型プロポーザル方式等の別
- (3) 指名型プロポーザル方式等又は公募型プロポーザル方式等を採用した理由
- (4) 提案書作成要領（提案書の様式、提出部数、提出方法、提出期限等の提案書作成における注意その他提案書作成に関すること）
- (5) 提案書の審査方法及び審査基準
- (6) 提案書の提出期間及び提出方法
- (7) 提案書の公開又は非公開の別
- (8) 費用に関する事項
- (9) 提案書を提出するための条件（公募型プロポーザル方式等に限る。）
- (10) その他必要な事項

（審査基準）

第5条 所管課は、次に掲げる事項を記した前条第5号の審査基準を策定しなければならない。

- (1) 提案書における審査項目
- (2) 審査項目の配点
- (3) 審査において注意すること。

(4) その他審査において必要なこと。

(選定委員会を設置した場合)

第6条 プロポーザル方式等を実施するにあたり、前条の審査基準に基づき事業者を選定するときに幅広い意見聴取を必要とする場合は、選定委員会を置くものとする。

2 選定委員会の委員（以下「委員」という。）は、職員のうちから町長が任命する。ただし、町長が認める場合には、職員以外の者に委員の職を委嘱することができるものとする。

3 委員は、1対象業務につき10人以内とする。

4 委員は、職員を1人以上とするものとする。

5 対象業務が第3条第1項第2号の業務のときは、総務部総務課の職員を1人以上委員として加えるものとする。

(審査員とした場合)

第7条 プロポーザル方式等を実施するにあたり、前条第1項に規定する選定委員会をおかない場合は、第5条の審査基準に基づき事業者を選定するための審査員を置くものとする。

2 審査員は、職員のうちから町長が指名するものとする。

3 審査員は、1対象業務につき3人以上とする。

4 審査員は、所管課以外の職員を1人以上とするものとする。

5 対象業務が第3条第1項第2号の業務のときは、総務部総務課の職員を1人以上審査員として加えるものとする。

(審査会の役割)

第8条 阿久比町指名審査会（以下「審査会」という。）は、プロポーザル方式等による業務について、次の各号に掲げる事項を審議しなければならない。

(1) 選定委員会又は審査員の別

(2) 委員又は審査員

(3) 第4条に規定する実施要項（以下「実施要項」という。）

(4) 指名型プロポーザル方式等の場合における指名業者

(5) 公募型プロポーザル方式等の場合における募集要項

(6) 審査員又は選定委員会による提案書等の審査結果における報告

(指名型プロポーザル方式等の実施手順)

第9条 指名型プロポーザル方式等における指名業者数は原則5以上とする。ただし、特別の事情があるときは5未満とすることができる。

- 2 所管課は、阿久比町競争入札等審査事務取扱要領の規定により提出しなければならない書類に加え、実施要項を審査会に提出しなければならない。
- 3 所管課は、前項の審査会による指名業者等決定書を受けたときは、提案書の提出依頼及び実施要項を指名業者に通知するものとする。
- 4 所管課は、前項の通知に併せて、当該所管課の窓口又は総務部検査財政課に設ける閲覧所（以下「閲覧所」という。）において実施要項等を閲覧させるものとする。
- 5 所管課は、必要な場合は、指名業者を対象とした説明会を開催することができる。この場合において、当該説明会に正当な理由なく欠席した者は、提案書を提出することができないものとする。
- 6 提案書の提出期限は、提案書の提出依頼の通知後（前項の説明会を開催する場合は、説明会開催後）1月以上とするものとする。ただし、業務の内容及び提案を求める内容を考慮し、当該期間を2週間まで短縮することができるものとする。
- 7 委員又は審査員は、対象業務における審査基準に基づき、提案書を審査するとともに、当該業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するため、必要に応じてヒアリング（聴き取り）、プレゼンテーション（説明）、デモンストレーション（実演）等を行い、総合的に審査する。
- 8 所管課は、前項の審査の結果を審査会に付議しなければならない。
- 9 所管課は、審査会による審議のうえ受注者を決定したときは、速やかに次に掲げる事項について、提案者に通知するものとする。

(1) 採択又は不採択の別

- (2) 提案者総数
- (3) 提案を採択し、受注者とした者の商号又は名称及びその理由
- (4) 審査結果に対する苦情の申立に関する事項
- (5) その他必要な事項

10 受注者とならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に所管課へ説明を求めることができる。

(公募型プロポーザル方式等の実施手順)

第10条 所管課は、公募型プロポーザル方式等による参加者の公募を行うため、次に掲げる事項を記載した募集要項を策定する。

- (1) 業務の概要（業務名、場所、内容及び期間等）
- (2) 参加資格条件（有資格者名簿登録業者、業種及び実績等）
- (3) 選定条件（選定のための基準事項）
- (4) 参加申請及び受付（参加申請、受付方法、受付場所等）
- (5) 募集要項の入手方法（募集要項の入手方法及び場所）
- (6) 提出書類（競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認書類及び実績のわかる書類等（以下「申請書」という。））
- (7) その他提案者を公募するために必要な事項

2 所管課は、前項の募集要項を公告するとともに、必要に応じて、阿久比町ホームページ、閲覧所及び広報紙を通じて周知するものとする。

3 所管課は、第1項第4号の規定による受付期間を少なくとも2週間設けなければならない。

4 所管課は、申請書に基づき、申請者の参加資格の有無について審査し、参加者を決定し、参加資格審査の結果については申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を所管課の窓口又は閲覧所において公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 応募総数及び参加資格有りと認めた者の数
- (3) 参加資格有りと認めた者の商号又は名称及び住所
- (4) 実施要項

(5) その他必要な事項

5 前条第2項から第10項までの規定は、公募型プロポーザル方式等の実施手順についてこれを準用する。

(結果の公表)

第11条 プロポーザル方式等により契約を締結したときは、契約締結後、速やかに次に掲げる事項を所管課の窓口、閲覧所及び阿久比町ホームページにおいて公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 履行期間
- (3) 契約締結日
- (4) 契約金額
- (5) 提案を採択し、受注者となった者の商号又は名称及びその理由
- (6) 提案者総数
- (7) その他必要な事項

2 第9条から前項までの公表にあたっては、入札結果等の閲覧簿を設けて、氏名、商号又は名称及び住所の記入を求めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月5日から施行する。